

事 務 連 絡  
令和 4 年 10 月 5 日

保険医療機関（医科）  
各 保険医療機関（歯科） 御中  
保険薬局

高知県国民健康保険団体連合会

審査結果連絡に係る帳票等の変更について

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会の審査結果について、査定理由の詳細化を図るため、今般、下記のとおり帳票等を変更することといたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 審査結果については、現行、増減点事由記号（A～K）のみをお知らせしていましたが、記号に加え具体的な理由を帳票に印字いたします。  
（事務的な内容のものから順次実施いたします。）
2. 開始時期：令和 4 年 11 月審査分から
3. 関係帳票
  - ・ 増減点連絡書
  - ・ 突合点検結果連絡書
  - ・ 増減点返戻通知書
  - ・ オンライン請求用増減点CSV
  - ・ 過誤再審査結果通知書

以上

担当：審査課

○歯科・薬局

第 1 係（TEL:088-820-8404）

○医科（高知市外に所在する保険医療機関）

第 2 係（TEL:088-820-8405）

○医科（高知市内に所在する保険医療機関）

第 3 係（TEL:088-820-8406）

別紙（保険医療機関（医科）帳票例）

医療機関コード： \_\_\_\_\_

月 分 増 減 点 連 絡 書

ページ

1

医療機関名 : 医療法人

病院

御中

国民健康保険団体連合会

診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏 名 カルテ 番号	箇所	法別	増減点数(金額)	事由	負担	請 求 内 容	負担	補 正 ・ 査 定 後 内 容
			本外		医科サンプル T8T-1422	60	00	37	D	1	B-V	37 × 1	審査結果の理由等：『悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれますのでご注意ください。』
					合計		00	-37				737	700
備考													

<補正・査定後内容欄>  
 ・ 査定の具体的な理由を印字します。  
 (事務的な内容のものから段階的に実施します。)

- 記号凡例  
 (増減点箇所)  
 11 初診  
 12 再診  
 13 医学管理  
 14 在宅  
 21 内服  
 22 屯服  
 23 外用  
 24 調剤  
 25 処方  
 26 麻薬  
 27 調基  
 28 投薬その他

- (増減点事由)  
 1. 診療内容に関するもの  
 A. 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応と  
 ならないもの  
 B. 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・  
 重複となるもの  
 C. 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険  
 診療上適当でないもの  
 D. 告示・通知の算定要件に合致していないと認められる  
 もの  
 J\*: 縦覧点検によるもの  
 Y\*: 横覧点検によるもの  
 T\*: 突合点検によるもの

- (補正・査定後内容)  
 突合点検  
 調剤を実施した薬局に係る調剤レセプトとの照合  
 点検により補正・査定された内容  
 縦覧点検  
 複数月にわたるレセプトの通覧点検により補正・  
 査定された内容  
 横覧点検  
 入院と入院外レセプトの通覧点検により補正・  
 査定された内容

※ 突合点検結果連絡書、再審査結果通知書についても同様

別紙（保険医療機関（医科）帳票例）

様式 3-4

増減点・返戻通知書

医療機関番号
--------

令和 4 年 月 請求分（ 月 診療分） 診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

連合会

医療法人

病院 殿

令和04年 月 日 作成 1 / 1 頁

保険者番号 保険者名	科別	保険本・家 制度入・外	法別				被保険者証記号・番号・枝番 被保険者氏名	箇所事由	増減		一部負担金		返戻		摘要	診療 年 月	備考
			①	②	③	④			増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額			
	一般 本外					1 2 3 4 5 6 0 1 医科サンプル	60 D		37					B-V → 0 37×1 → 0	04		
	一般													審査結果の理由等：『悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれますのでご留意ください。』	04		
	一般														04		
	一般														04		
	一般														04		
	一般								37								
	合計								37								

<摘要欄>  
 ・ 査定 of 具体的な理由を印字します。  
 （事務的な内容のものから段階的に実施します。）

箇所の記号			増減点事由		通信欄
医科	歯科	柔整			
10 診察 11~14	10 診察 11~14	10 初検	A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの		
20 投薬 21~28	20 投薬・注射 21~27	20 往療	B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの		
30 注射 31~33・39	30 注射・X線検査 31~33・39	30 整復	C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの		
40 処置	40 処置 41~44	40 固定	D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの		
50 手術・麻酔 54	50 手術・麻酔 54	50 施療	F 固定点数（施術料）が誤っているもの		
60 検査・病理	58 修復 61~64	60 金属副子	G 請求点数等の集計が誤っているもの		
70 画像診断	59 補綴	70 後療	H 縦計算が誤っているもの		
80 その他	60 検査・病理	80 霏法	K その他		
90 入院 92	70 画像診断	90 その他	J* 縦覧点検による		
93 診断群分類	80 その他		Y* 横覧点検による		
97 食事	90 入院 92		T* 突合点検による		
	97 食事				

SNRST1006

※ 突合点検結果連絡書、再審査結果通知書についても同様

別紙（保険医療機関（歯科）帳票例）

月 分 増 減 点 連 絡 書 （ 歯 科 ）

ページ

1

医療機関コード： \_\_\_\_\_

医療機関名： \_\_\_\_\_ 診療所 \_\_\_\_\_ 御中

国民健康保険団体連合会

診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏 名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数（金額）	事由	負担	請 求 内 容	負担	補 正 ・ 査 定 後 内 容
			本外		レセプト太郎_50404	13	00	-45	D	1	医管 4.5×	2	1 医管 4.5× 審査結果の理由等：「歯科治療時医療管理料について、1日につき算定ですが、算定回数についてご注意ください。」
						合計	00	-45			2,942		2,897
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>&lt;補正・査定後内容欄&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査定の具体的な理由を印字します。</li> <li>（事務的な内容のものから段階的に実施します。）</li> </ul> </div>													
備考													

記 号 凡 例  
(増減点箇所)

<入院>	3 9 薬剤料減点	<入院外>
1 1 初診	4 0 処置	1 1 初診
1 3 管理	5 0 手術	1 2 再診
1 4 在宅	5 4 麻酔	1 3 管理・リハ
2 1 投薬・内服	6 0 検査・病理	2 1 投薬・注射
2 2 投薬・屯服	7 0 画像診断	3 1 X線検査
2 3 投薬・外川	8 0 その他	4 1 処置・手術1
2 4 投薬・調剤	9 0 入院基本料	4 2 処置・手術2
2 6 投薬・麻酔	9 2 特定入院料・その他	4 3 処置・手術3
2 7 投薬・調基	9 7 食事療養・生活療養・	4 4 処置・手術（その他）
3 1 注射・皮下筋肉内	標準負担額	5 4 麻酔
3 2 注射・静脈内	合計（療養の給付合計）	
3 3 注射・その他	食事（食事療養 合計）	

(増減点事由)

1. 診療内容に関するもの	2. 事務上に関するもの
A. 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの	F. 固定点数が誤っているもの
B. 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの	G. 請求点数の集計が誤っているもの
C. 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの	H. 縦計計算が誤っているもの
D. 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの	K. その他
J*. 縦覧点検によるもの	
Y*. 横覧点検によるもの	
T*. 突合点検によるもの	

(補正・査定後内容)

縦覧点検
複数月にわたるレセプトの通覧点検により補正・査定された内容

別紙（保険医療機関（歯科）帳票例）

様式3-4

医療機関番号
--------

増減点・返戻通知書

令和 4 年 月 請求分（ 月 診療分） 診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

連合会

診療所 殿

令和04年 月 日 作成 1/ 1 頁

保険者番号 保険者名	科別	保険 制度	本・家 入・外	法別 ①②③④	被保険者証記号・番号・枝番 被保険者氏名	増減 箇所事由	増減		一部負担金		返戻		摘要	診療 年月	備考
							増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額			
	一般		本外		レセプト太郎_50404	13		45					医管	04	
	一般					D							45×2 → 45×1	04	
	一般												審査結果の理由等：『歯科治療時医療管理料について、1日につき算定ですが、算定回数についてご注意ください。』	04	
	一般													04	
	一般							45							
	合計							45							

<摘要欄>  
・ 査定の具体的な理由を印字します。  
(事務的な内容のものから段階的に実施します。)

箇所の記号			増減点事由		通信欄
医科	歯科	柔整	増	減	
10 診察 11~14	10 診察 11~14	10 初検	A	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの	
20 投薬 21~28	20 投薬・注射 21~27	20 往療	B	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの	
30 注射 31~33・39	30 注射・X線検査 31~33・39	30 整復	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの	
40 処置	40 処置 41~44	40 固定	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの	
50 手術・麻酔 54	50 手術・麻酔 54	50 施療	F	固定点数（施術料）が誤っているもの	
60 検査・病理	58 修復 61~64	60 金属副子	G	請求点数等の集計が誤っているもの	
70 画像診断	59 補綴	70 後療	H	縦計算が誤っているもの	
80 その他	60 検査・病理	80 嚥法	K	その他	
90 入院 92	70 画像診断	90 その他	J*	縦覧点検による	
93 診断群分類	80 その他		Y*	横覧点検による	
97 食事	90 入院 92		T*	突合点検による	
	97 食事				

月 分 増 減 点 連 絡 書

薬局コード

保険薬局名 \_\_\_\_\_ 薬局

御中

国民健康保険団体連合会

調剤 年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏 名 調剤記録番号	No	調剤月口	法別	増減点数（金額）	事由	負担	請 求 内 容	負担	補 正 ・ 査 定 後 内 容
			本外		調剤サンプル KARTE	01	4	00	-24	D	1	時間外加算（薬剤調製料）	24	審査結果の理由等：『時間外加算（薬剤調製料）は、休日加算（薬剤調製料）と重複算定不可となりますのでご注意ください。』
						---	---	---	---			---		
						合計		00	-24			458		434
<div data-bbox="1451 536 2002 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>&lt;補正・査定後内容欄&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査定の具体的な理由を印字します。 (事務的な内容のものから段階的に実施します。)</li> </ul> </div>														
備考														

記 号 凡 例

(増 減 点 事 由)

1 診療内容に関するもの

- A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応と  
ならないもの
- B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・  
重複となるもの
- C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険  
診療上適当でないもの
- D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められる  
もの

- J\* 縦覧点検によるもの
- Y\* 横覧点検によるもの
- T\* 突合点検によるもの

2 事務上に関するもの

- F 固定点数が誤っているもの
- G 請求点数の集計が誤っているもの
- H 縦計計算が誤っているもの
- K その他

(補正・査定後内容)

突合点検

処方箋を発行した医療機関のレセプトとの照合点検により  
補正・査定された内容

様式 3-4

医療機関番号
--------

増減点・返戻通知書

令和 4 年 月 請求分（ 月 診療分） 診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

連合会

薬局 殿

令和04年 月 日 作成 1/ 1 頁

保険者番号 保険者名	科別	保険 制度	本・家 入・外	法別 ①②③④	被保険者証記号・番号・枝番 被保険者氏名	増減 箇所事由	増減		一部負担金		返戻		摘要	診療 年月	備考
							増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額			
		一般	本外		1 2 3 4 5 6 7 8 9 ・ 01 調剤サンプル	D		24					時間外加算（薬剤調製料）	04	
		一般											24 → 0	04	
		一般											審査結果の理由等：『時間外加算（薬剤調製料）は、休日加算（薬剤調製料）と重複算定不可となりますのでご注意ください。』	04	
		一般												04	
		一般						24							
		合計						24							

< 摘要欄 >  
 ・ 査定の具体的な理由を印字します。  
 （事務的な内容のものから段階的に実施します。）

箇 所 の 記 号			増 減 点 事 由		通 信 欄
医 科	歯 科	柔 整			
10 診察 11~14	10 診察 11~14	10 初検	A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの		
20 投薬 21~28	20 投薬・注射 21~27	20 往療	B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの		
30 注射 31~33・39	30 注射・X線検査 31~33・39	30 整復	C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの		
40 処置	40 処置 41~44	40 固定	D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの		
50 手術・麻酔 54	50 手術・麻酔 54	50 施療	F 固定点数（施術料）が誤っているもの		
60 検査・病理	58 修復	60 金属副子	G 請求点数等の集計が誤っているもの		
70 画像診断	59 補綴 61~64	70 後療	H 縦計算が誤っているもの		
80 その他	60 検査・病理	80 嚔法	K その他		
90 入院 92	70 画像診断	90 その他	J* 縦覧点検による		
93 診断群分類	80 その他		Y* 横覧点検による		
97 食事	90 入院 92		T* 突合点検による		
	97 食事				